掘削を伴う工事に関する舗装復旧基準

(平成29年10月26日決裁)

この基準は、会津若松市が管理する市道及び法定外道路(以下「道路」という。)において、道路法及び道路法施行令、道路法施行規則に定めるもののほか、道路の掘削を伴う工事の舗装復旧に係る一般的事項を定めるものとする。

1. 工事にあたっての遵守事項

- (1) 工事にあたっては、道路交通法等の関係法令、道路管理者による道路占用・承認工事の許可条件を遵守し、工事現場に「道路占用・承認工事表示板」を掲示すること。
- (2) 関係者、近隣住民との連絡・調整を図り、安全対策を確実に実施すること。
- (3) 道路掘削工事は、原則として当日中に仮復旧可能な範囲で行うこと。 なお、仮復旧を行った後、本復旧までの間は毎日巡回点検し、異状がある場合には 速やかに補修を行うこと。
- 2. 掘削影響幅員について (別紙参照)

掘削による影響幅は、掘削基面より45度で示される範囲とする。

なお、掘削深さを(H)、掘削底面幅を(W)とした場合、地表面での掘削影響範囲は、W+2Hで示される範囲とする。

3. 舗装復旧について (別紙参照)

舗装復旧は下層路盤以上とする。また下層路盤及び上層路盤の最小幅は1.2 m以上とする。

(1) 路盤工の復旧

下層路盤の復旧幅は、掘削範囲から+20cmとする。また、上層路盤等の復旧幅は、その直下層の復旧幅にその層の厚さを加算した復旧幅とする。

なお、下層路盤のない道路の舗装復旧について、上層路盤等の復旧幅は、掘削範囲から+20cmまでとする。

(2) 表層工等の復旧

表層工及び基層工の復旧幅は、掘削幅(W)+片側1.0 mを基本とする。 (W+2.0 m)

(3) 舗装復旧範囲

舗装復旧の範囲は、車線を最小単位とする。ただし、影響幅の範囲が隣接する車線の1/2以上となる場合は、隣接する車線も舗装復旧の範囲とする。

なお、車線の区分のない道路(幅員が 5.0 m以下の道路で、外側線以外の道路区 画線がない道路をいう。)の場合は、全幅員を舗装復旧の対象とする。

また、道路縦断方向の掘削の起点及び終点部分については、掘削範囲+2.0 mの 範囲を舗装復旧範囲とする。

(4) 工事箇所近接時の特例

工事箇所に対応する舗装復旧範囲が、既存の舗装目地から2.0 m以内である場合は、既存の舗装目地までを舗装復旧範囲とすること。

また、一連の工事箇所が点在して複数個所となる場合、それぞれの舗装復旧範囲の間隔が10.0m以下である場合は、この区間を含めて舗装復旧範囲とすること。

4. 工事完了後に発生した瑕疵に対する措置

工事完了後10年以内に工事箇所において以下の状態が確認された場合、道路占用及 び承認工事の申請者は、道路管理者の指示に基づき速やかに復旧工事を実施するこ と。

- (1) 安全な通行に支障のある沈下(概ね3cm以上)が発生した場合
- (2) 明らかに工事施工が原因で道路構造等に不都合が発生したことを道路管理者が認めた場合

5. 掘削規制について

道路舗装の健全性を高め、舗装の長寿命化を図るため、繰り返し掘削を防止するために、以下のとおり掘削規制期間を設定する。

(1) 掘削規制期間

掘削規制の期間は、舗装新設、または全面復旧工事の完了後5年間とする。

(2) 掘削規制の例外

掘削規制箇所については、日常生活に影響があるなど緊急性があり、ほかに手段がない場合等の止むを得ない理由により工事を実施する場合は、下記6に定める「掘削規制期間内の舗装復旧範囲」によること。

(3) 舗装復旧範囲適用期間の延長

掘削規制期間の終了後においても、工事完了後10年以内の場合の舗装復旧範囲は、下記6に定める「掘削規制期間内の舗装復旧範囲」を適用する。

6. 掘削規制期間内の舗装復旧範囲

上水道給水管、下水道取付管、ガス供給管等を単独(もしくはこれらを同時に)行う場合の表層工及び基層工等の舗装復旧範囲は、掘削幅+片側2.0m(掘削幅+4.0m)とする。

7. その他

その他、この基準に定めのない事項については、協議により決定するものとする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年12月1日から施行する。